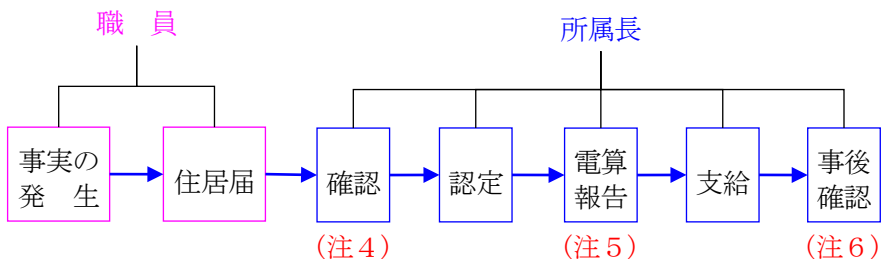


単 位 事 務 名	
住 居 手 当	
根 拠 及 び 参 考 法 令	鹿児島県職員の給与に関する条例 鹿児島県職員の住居手当支給規則 鹿児島県学校職員の給与に関する条例 給与条例の運用方針について（通知）（昭和58年11月21日人第280号） 住居手当の取り扱いについて（通知）（昭和50年2月24日人第362号） 住居手当の支給について（通知）（昭和46年2月22日鹿教管第783号） 住居手当の質疑応答集について（送付）（昭和46年3月13日県教育庁管理課長） 鹿児島県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 教育公務員特例法

項 目	処 理 方 法
住居手当の趣旨	住居手当とは、借家、借間及び知事が人事委員会と協議して定める住宅に居住し、一定額（月額12,000円）を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に支給する手当である。次に掲げる支給要件のいずれかに該当する職員に支給する。（鹿児島県職員の給与に関する条例（以下、住居手当に関する部分において「条例」という。）第10条の5第1項）
支 給 要 件 及 び 支 給 額	1 職員の居住する借家・借間の場合 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次項において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（県公舎に入居し、入居料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。） (1) 支給要件（条例第10条の5第1項第1号） 次の三つの要件を備えていることが必要である。 ア 職員が借り受けた <u>住宅（注1）</u> （借間を含む。）であること。 イ 職員が <u>居住していること。（注2）</u> ウ 職員が一定額（月額12,000円）を超える <u>家賃（注3）</u> 又は間代を支払っていること。 ただし、次の職員には、支給されない。（鹿児島県職員の住居手当支給規則（以下住居手当に関する部分において「規則」という。）第2条） a 国，県，市町村，国営企業，地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第3条第1項各号に掲げる組合，沖縄振興開発金融公庫及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人並びに知事が人事委員会と協議して定める法人から貸与された職員宿舎に居住している職員 b 職員の扶養親族たる者が所有する住宅及び職員の配偶者（扶養

項 目	処 理 方 法
	<p>手当の支給対象者), 父母又は配偶者の父母で, 職員の扶養親族たる者以外の者が所有し, 又は借り受け, 居住している住宅並びに知事が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>(2) 支給額 (条例第10条の5第2項第1号)</p> <p>ア 家賃が月額23,000円以下の場合 家賃の月額-12,000円 (100円未満切捨て)</p> <p>イ 家賃が月額23,000円を超える場合</p> $11,000円 + \frac{\text{家賃の月額} - 23,000円}{2} \quad (100円未満切捨て)$ <p>(ただし, 27,000円を最高支給限度額とする。)</p> <p>※ (注1)</p> <p>① 住宅は, 職員の生活の本拠となっているもの一つに限る。</p> <p>② 「職員が借り受けた住宅」には, 職員の扶養親族が借り受けた住宅も含まれる。</p> <p>※ (注2)</p> <p>「居住していること」は, 住民票で確認する。</p> <p>※ (注3)</p> <p>① 家賃には, 次に掲げるものは含まれない。</p> <p>(a) 権利金, 敷金, 礼金, 保証金その他これらに類するもの</p> <p>(b) 電気, ガス, 水道, 駐車場等の料金</p> <p>(c) 団地内の児童遊園, 外灯その他の共同利用施設に係る負担金 (共益費)</p> <p>(d) 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料</p> <p>② 職員が借り受けた住宅の一部を他に転貸している場合は, 自己の居住部分とその転貸部分との割合等を基準として算定した場合の自己の居住部分の家賃に相当する額を当該職員の支払っている家賃の額として取り扱うものとする。</p> <p>③ 職員の扶養親族が借り受けている住宅を当該職員に転貸している場合は, 扶養親族と貸主との契約の家賃をもって住居手当の額の算定の基礎とする。</p> <p>④ 家賃として食費等を併せ支払っている場合において, 居住に係る家賃の額が明確でないときの家賃に相当する額の算定は, 次に定める基準に従い所属長が行うことになる。(規則第8条)</p> <p>(a) 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額</p> <p>(b) 居住に関する支払額に電気, ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額</p>

項 目	処 理 方 法
	<p>2 配偶者等の居住する借家・借間の場合</p> <p>単身赴任手当受給職員であり、配偶者が居住するための住宅（県公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員</p> <p>(1) 支給要件</p> <p>次の要件を備えていることが必要である。</p> <p>ア 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、一定額（月額12,000円）を超える家賃を支払っていること。（条例第10条の5第1項第3号）</p> <p>イ 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅（職員が単身赴任の直前に居住していた住宅又はこれに相当する住宅に限る。）を借り受け、一定額（月額12,000円）を超える家賃を支払っていること。（規則第4条の3）</p> <p>ただし、配偶者等が次の住宅に居住する場合は、支給対象とならない。（規則第4条の2）</p> <p>a 国，県，市町村，国営企業，地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第3条第1項各号に掲げる組合，沖縄振興開発金融公庫及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人並びに知事が人事委員会と協議して定める法人から貸与された職員宿舎</p> <p>b 職員の扶養親族たる者が所有する住宅及び職員の配偶者（扶養手当の支給対象者），父母又は配偶者の父母で，職員の扶養親族たる者以外の者が所有し，又は借り受け，居住している住宅並びに知事が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けている住宅</p> <p>(2) 支給額（条例第10条の5第2項第3号）</p> <p>上記1 職員の居住する借家・借間の場合の(2)により算出される額の2分の1の額（100円未満の端数は切捨て）</p>

項 目	処 理 方 法
支 給 方 法	<p>1 支給手続（規則第6条，7条関係）</p>  <p>※（注4） 所属長は，職員から必要な書類を添付した届出があったときは，その居住の実態について確認すること。</p> <p>※（注5） 実際に認定がなされてから電算報告を行うこと。</p> <p>※（注6）規則第10条 現に住居手当の支給を受けている職員が，住居手当の支給を受ける要件を備えているかどうか，また，住居手当の支給額が正しいかどうかを随時確認すること。</p> <p>2 <u>届出（注7）</u>が必要な場合（規則第6条）</p> <p>(1) <u>新たに住居手当の支給を受ける要件を備えた場合（注8）</u> 当該要件を具備していることを証明する書類を添付して「住居届」（第1号様式）を所属長に提出する。</p> <p>(2) <u>住居手当を受けている職員の居住する住宅，家賃の額等（注9）</u>に変更があった場合</p> <p>① 当該要件を具備していることを証明する書類を添付して「住居届」（第1号様式）を所属長に提出する。</p> <p>② 支給要件に該当しなくなった場合，「住居届」を朱書して提出する。</p> <p>※（注7） 届出に当たっては，証明書類を添付しなければならない。この場合に，やむを得ない事情があると認められるときは，添付すべき証明書類は，届出後速やかに提出すること。</p> <p>この場合の証明書類の代表的なものを掲げれば次のとおり。 「借受」…… 賃貸借契約書 「居住」…… 住民票 「支払」…… 領収書</p>

項 目	処 理 方 法
<p>確 認 及 び 決 定</p>	<p>※ (注8) 「新たに住居手当の支給を受ける要件を備えた場合」とは、その要件のすべて（借受、居住、支払）を満たした場合をいう。 なお、入居年月日の確認は、「住民登録」の転入年月日により行ってよいものとする。</p> <p>※ (注9) 「職員の居住する住宅、家賃の額」とは、住居届に記入することとされている事項をいう。</p> <p>1 所属長は届出があったときは、その届出にかかる事実を確認し、要件を具備しているときは、支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定する。(規則第7条)</p> <p>2 住居手当の月額の決定又は改定（支給要件非該当の場合を含む）に係る事項を、「住居手当認定簿」（第2号様式）に記載する。(規則第7条)</p> <p>3 所属長は、職員の単身赴任手当の支給要件に係る子に係る住宅が規則第4条の3関係の5に該当すると認めるに当たっては、あらかじめ教育事務所長等に協議を行うものとする。 (昭和50年2月24日付け人第362号「住居手当の取り扱いについて」規則第7条関係の2)</p>
<p>支給の始期終期及び支給額の改定</p>	<p>1 支給の始期、終期及び支給額の改定 (規則第9条)</p> <p>(1) 支給の始期</p> <p>ア <u>新たに住居手当の支給を受ける要件を備えた場合 (注10)</u> は、届出が事実の生じた日から20日以内に出されたときは、事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始する。</p> <p>イ 届出が事実の生じた日から20日 (注12) を経過した後になされたときは、<u>届出を受理した日 (注13)</u> の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始する。</p> <p>(2) 支給額の改定</p> <p>住居手当が支給されている職員に<u>支給額を変更すべき事実 (注14)</u> が生じた場合は、次のとおり支給額を改定する。</p> <p>ア 増額の場合</p> <p>a 届出が事実の生じた日から20日以内になされた場合 事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。</p> <p>b 届出が事実の生じた日から20日を経過した後になされた場合 届出を受理した月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。</p>

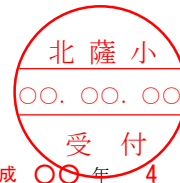
項 目	処 理 方 法
	<p>イ 減額の場合 届出を受理した日には関係なく、事実の生じた月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。</p> <p>(3) 支給の終期 職員が退職した場合、死亡した場合又は要件を欠いた場合は、その月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで支給する。</p> <p>※ (注10) (昭和50年2月24日付け人第362号「住居手当の取扱いについて」規則第9条関係) 「住居手当の支給を受ける要件を備えた場合」とは、前述の支給要件項目を満たすに至った場合をいう。 なお、新たに給料表の適用を受けることとなった者（新規採用職員）について、採用の日から7日（県外及び離島への転居にあっては10日）以内に転居後の住宅に入居したとき、また、公署を異にして異動した職員について、赴任期間の満了日までに転居後の住宅に入居したときは、採用又は異動（以下、「異動等」という。）の発令日を<u>居住に係る要件を具備した日として取り扱う（注11）</u>ことができる。</p> <p>※ (注11) 異動等に伴い、異動の発令日を居住に係る要件を具備した日として取り扱うためには、以下の条件を満たし、当該異動等の発令日から20日以内に届出がなされていることを要する。 ① 異動等後の住宅に係る賃借契約期間の始期が当該異動等の発令日以前である。 ② 次の期間中の入居である。（住民票により確認） (a) 新たに採用された職員 ・ 県内（離島を除く）の赴任に伴う転居は採用の日から7日間 ・ 県外及び離島への赴任に伴う転居は、採用の日から10日間 (b) 公署を異にして異動した職員 赴任期間 ③ 異動等後の住宅について当該異動の発令日以後の家賃の負担がある。</p> <p>※ (注12) (注13) 「届出20日の計算」及び「届出を受理した日」については、扶養手当の場合と同様である。</p> <p>※ (注14) 支給額を変更すべき事実とは、家賃額の変更だけではなく、住居の変更も含まれる。</p>

項 目	処 理 方 法																																				
	<p>[例]</p> <p>1 要件具備をした日から20日経過後の届出の場合</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">8/5</td> <td style="text-align: center;">8/25</td> <td style="text-align: center;">9/1</td> <td style="text-align: center;">9/2</td> <td style="text-align: center;">10/1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">借家 入居</td> <td style="text-align: center;">(20日目)</td> <td style="text-align: center;">(日曜日)</td> <td style="text-align: center;">住居届 提出</td> <td style="text-align: center;">手当支給 開始</td> </tr> </table> <p>※ 20日経過後の場合、届出日の前日が月の初日（日曜日）であっても翌月からの支給となる。</p> <p>2 借家Aから借家Bへの転居で届出が遅れた場合</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">6/13</td> <td style="text-align: center;">7/1</td> <td style="text-align: center;">8/1</td> <td style="text-align: center;">8/6</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">26,000円</td> <td style="text-align: center;">返 納</td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">24,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">借 家 A 退居</td> <td style="text-align: center;">借 家 B 入居</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">住居届 提出</td> </tr> </table> <p>※ 減額改定のため7月から24,000円となる。したがって、2,000円の返納となる。</p>	8/5	8/25	9/1	9/2	10/1										10,000円	借家 入居	(20日目)	(日曜日)	住居届 提出	手当支給 開始	6/13	7/1	8/1	8/6	26,000円		返 納	↓			24,000円		借 家 A 退居	借 家 B 入居	住居届 提出	
8/5	8/25	9/1	9/2	10/1																																	
				10,000円																																	
借家 入居	(20日目)	(日曜日)	住居届 提出	手当支給 開始																																	
6/13	7/1	8/1	8/6																																		
26,000円		返 納	↓																																		
		24,000円																																			
借 家 A 退居	借 家 B 入居	住居届 提出																																			
電 算 報 告	<p>1 認定がなされてから、「給与手当報告書1」（様式給第12号）により、報告を行う。</p> <p>2 「家賃等月額」の欄の金額は、手当額ではなく家賃等の現実の支払額を記入する。</p> <p>3 手当受給者が異動した場合は、額等の変更の有無にかかわらず、4月分は継続して支給されるので取り扱いに注意が必要。</p>																																				
異 動 時 の 事 務	<p>1 異動の発令日等を要件を具備した日として取り扱う場合 異動等に伴い、異動の発令日を居住に係る要件を具備した日として取り扱うためには、以下の条件を満たし、当該異動等の発令日から20日以内に届出がなされていることを要する。</p> <p>(1) 異動等後の住宅に係る賃貸契約期間の始期が当該異動等の発令日以前である。</p> <p>(2) 次の期間中に入居である。（住民票により確認）</p> <p>ア 新たに採用された職員</p> <p style="margin-left: 20px;">a 県内（離島を除く）の赴任に伴う転居は採用の日から7日間</p> <p style="margin-left: 20px;">b 県外及び離島への赴任に伴う転居は、採用の日から10日間</p> <p>イ 公署を異にして異動した職員</p>																																				

項 目	処 理 方 法																	
そ の 他	<p style="text-align: center;">赴任期間</p> <p>(3) 異動等後の住宅について当該異動の発令日以後の家賃の負担がある。</p> <p>2 異動の発令日後に異動前の住居を退去し、赴任期間中に異動後の住宅に入居した場合 異動の発令日が月の初日であるとき、異動前の住宅を当該異動の発令日後に退去し、かつ異動後の住宅に当該異動の赴任期間中に入居した場合には当該異動の発令日が属する月の住居手当は、(1)又は(2)により取り扱うことができる。</p> <p>(1) 異動前の住宅に係る住居手当とする。 (ただし、当該異動の発令日が属する月に、異動前の住宅に係る家賃の負担がある場合に限る。)</p> <p>(2) 異動の発令日を住居に係る要件を具備した日として取り扱い、異動後の住宅に係る住居手当とする。(上記1の(1)及び(3)を満たす場合に限る。)</p>																	
	<p>1 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給するので、次の項目に該当することになった場合又はこれらの期間の終了により職務に復帰した場合のその月分は、日割計算を行う。(規則第11条)</p> <p>(1) 休職 (2) 停職 (3) 在籍専従許可 (4) 育児休業承認</p> <p>休職者等(※)については、その事由により次のように支給が異なる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">休 職 期 間 の 種 類</th> <th style="text-align: center;">支 給 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 公務上の負傷・疾病</td> <td style="text-align: center;">全額支給</td> </tr> <tr> <td>② 結核性疾患(病休の後の3年間)</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>③ 上記①②以外の心身の故障(満1年間)</td> <td style="text-align: center;">80%支給</td> </tr> <tr> <td>④ 刑事事件による訴訟</td> <td style="text-align: center;">60%支給</td> </tr> <tr> <td>⑤ 分限条例 第1条の2第1～第2号</td> <td style="text-align: center;">支給なし</td> </tr> <tr> <td>⑥ 同上第3号で公務上の災害</td> <td style="text-align: center;">全額支給</td> </tr> <tr> <td>⑦ 組合専従職員</td> <td style="text-align: center;">支給なし</td> </tr> <tr> <td>⑧ 育児休業</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 条例第20条、第20条の2～3、学校職員の給与条例第12条、運用方針第10条の5関係及び第20条関係、鹿児島県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例</p>	休 職 期 間 の 種 類	支 給 額	① 公務上の負傷・疾病	全額支給	② 結核性疾患(病休の後の3年間)	〃	③ 上記①②以外の心身の故障(満1年間)	80%支給	④ 刑事事件による訴訟	60%支給	⑤ 分限条例 第1条の2第1～第2号	支給なし	⑥ 同上第3号で公務上の災害	全額支給	⑦ 組合専従職員	支給なし	⑧ 育児休業
休 職 期 間 の 種 類	支 給 額																	
① 公務上の負傷・疾病	全額支給																	
② 結核性疾患(病休の後の3年間)	〃																	
③ 上記①②以外の心身の故障(満1年間)	80%支給																	
④ 刑事事件による訴訟	60%支給																	
⑤ 分限条例 第1条の2第1～第2号	支給なし																	
⑥ 同上第3号で公務上の災害	全額支給																	
⑦ 組合専従職員	支給なし																	
⑧ 育児休業	〃																	

項 目	処 理 方 法
	<p>2 住居手当を受けている職員が所属長を異にして異動した場合には、異動前の所属長は住居手当認定簿、住居届及び関係書類を異動後の所属長に送付する。</p> <p>3 住居手当を受けている職員が異動した場合には、住居手当の額等の変更の有無にかかわらず、電算システム上では、従前どおりの額が継続して支給されるので、額等の変更がある場合は、取扱いに注意すること。 (単身赴任に係る配偶者の住居手当は異動に伴い消去される。)</p> <p>4 賃貸契約の契約期間終了後については確認が必要である。</p>

余 白



(記入例1) 借家の場合

※ 朱書きは届出者が記入します。

住 居 届

(平成 〇〇年 4 月 〇〇日 提出)

任命権者 北薩小学校長 鹿児島 一郎 殿		勤務課(所)名 北薩小学校		職 員 番 号 2 3 4 5 6 7						
職 名 教 諭		氏 名 指 宿 太 郎		指 宿						
鹿児島県職員の住居手当支給規則第6条の規定により、居住の実情等を届け出ます。 (契約書等証明書類 <input type="radio"/> 通添付) 職員の事前の状態により「届出の理由」は異なります										
届出の理由(該当する□に✓を付する。) <input checked="" type="checkbox"/> 1 新規 (<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第1項第3号) <input type="checkbox"/> 2 支給要件の喪失 (<input type="checkbox"/> 第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第1項第3号) <input type="checkbox"/> 3 転居 (1又は2に該当する場合を除く。) <input type="checkbox"/> 4 契約関係の変更 <input type="checkbox"/> 5 家賃額の改定 <input type="checkbox"/> 6 その他 ((届出の理由が生じた日) 平成 〇〇年 4 月 〇〇日)										
借家	契約開始日	平成 〇〇年 4 月 〇〇日から			住宅への入居日	平成 〇〇年 4 月 〇〇日				
借間	住宅の所在地	鹿児島市〇〇町2-2								
鹿児島県職員の給与に関する条例第10条の5第1項第1号	住宅所有者	〇〇 〇〇	続柄 (他人)	住所	〇〇市〇〇町〇〇番地					
	住宅の貸主	同上	続柄 (同上)	住所	同上					
	住宅の借主	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族	続柄 ()	共同義人が	<input checked="" type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる	続柄 () () () ()				
	家賃等	月額	50,000 円		左記家賃額には 必ずチェックを入れる <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(賄い付下宿代)					
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> 契約日が4月2日以降の場合5月から支給する </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 住民票上の転入月日と相違する場合は、「申立書」を添付する </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> (借家・借間の場合) 要件のすべて(借受, 居住, 支払)を満たした日(注8) ただし、異動等に伴い転居した場合は(注11)を参照 </div>										

※ 届出における添付書類(確認書類)

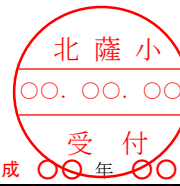
○ 4月1日の場合

- ・ 契約書(写)(契約期間の定めがあるもの)
(借間等で契約書が作成されていない場合は、「住宅貸付に関する証明書」を使用できる。)
- ・ 家賃領収書(4月分)等(4月分の家賃額が分かるもの)
- ・ 住民票

※ 住民票の転入月日と住居届の入居月日の相違する場合は、「申立書」を添付

※ 写しを添付する書類については原則原本確認を行い、添付する写しに原本との照合を行っている旨の表示(原本証明, 担当者名での原本確認等)を行うこと。

★ 改正後の鹿児島県職員の住居手当支給規則の施行の際、現に改正前の規則に規定する様式により作成されている用紙は当分の間必要な調整をして使用することができるとされています。



**(記入例2)
支給要件喪失の場合**

※ 朱書きは届出者が記入します。

住 居 届

(平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 提出)

任命権者 北薩小学校長 鹿児島 一郎	勤務課(所)名 北薩小学校	職名 教諭	氏名 指宿 太郎	職員番号 2	3	4	5	6	7
----------------------------------	-------------------------	-----------------	--------------------	------------------	----------	----------	----------	----------	----------

鹿児島県職員の住居手当支給規則第6条の規定により、居住の実情等を届け出ます。
(契約書等証明書類 通添付)

新住居について朱書きする

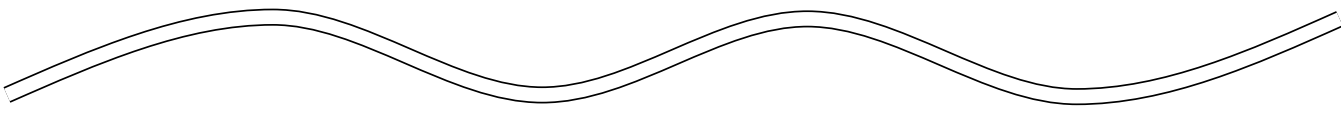
届出の理由(該当する□に✓を付する。)

- 1 新規 (第1項第1号 第1項第3号)
 2 支給要件の喪失 (第1項第1号 第1項第3号)
 3 転居 (1又は2に該当する場合を除く。)
 4 契約関係の変更
 5 家賃額の改定
 6 その他 ()

(届出の理由が生じた日)

平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

借借	契約開始日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日から	住宅への入居日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
家間	住宅の所在地	鹿児島市〇〇町2-2		
鹿児島県職員の給与に関する条例第10条の5第1項第1号	住宅所有者	〇〇 〇〇 続柄 (他人)	住所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	住宅の貸主	同上 続柄 (同上)	住所	同上
	住宅の借主	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族	続柄 ()	共同名義人が <input checked="" type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる
	家賃等	月額 18,000 円	左記家賃額には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(賄い付下宿代)	
		(平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日から)		



備考	教職員住宅へ入居による支給要件の喪失 (その他の例) 親と同居, 住居手当を受給する配偶者と同居 等
----	---

喪失の理由を朱書きすること

※ 届出における添付書類(確認書類)
・支給要件喪失の理由を証明する書類(住民票等)

★ 改正後の鹿児島県職員の住居手当支給規則の施行の際、現に改正前の規則に規定する様式により作成されている用紙は当分の間必要な調整をして使用することができるとされています。



(記入例3)

借家に係る住居手当を受給していた職員が
単身赴任となり、教職員住宅に転居し、引
き続き留守家族が居住する借家を認定する
場合

※ 朱書きは届出者が記入します。

(平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 提出)

		北薩小学校											
北薩小学校長 鹿児島 一郎	殿	職名	教諭	氏名	指宿 太郎	指宿	職員番号	2	3	4	5	6	7
鹿児島県職員の住居手当支給規則第6条の規定により、居住の実情等を届け出ます。 (契約書等証明書類 <input type="radio"/> 通添付)													
届出の理由(該当する□に✓を付する。)													
<input type="checkbox"/> 1 新規 (<input type="checkbox"/> 第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第1項第3号) <input type="checkbox"/> 2 支給要 (<input type="checkbox"/> 第1項第3号) <input type="checkbox"/> 3 転居 (1又は2に該当する場合を除く。) <input type="checkbox"/> 4 契約開 <input type="checkbox"/> 5 家賃額の改定 <input checked="" type="checkbox"/> 6 その他 (本人は支給要件喪失、留守家族は引き続き借家に入居)													
(届出の理由が生じた日) 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日													
借家	契約開始日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日から			住宅への入居日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日							
借間	住宅の所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地											
鹿児島 県職員 の給与 に関する 条例 第10条 の5第 1項第 1号	住宅所有者	〇〇 〇〇	続柄	(他人)	住所	〇〇市〇〇町〇〇番地							
	住貸主	同上	続柄	(同上)	住所	同上							
	住借主	<input checked="" type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 扶養親族	続柄	()	共同名義人が	<input checked="" type="checkbox"/> いない	<input type="checkbox"/> いる	続柄	()			
	月額	18,000 円			左記家賃額には	<input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(賄い付下宿代)							
借家	契約開始日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日から			住宅への入居日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日							
借間	住宅の所在地	鹿児島市〇〇町2-2											
鹿児島 県職員 の給与 に関する 条例 第10条 の5第 1項第 3号	住宅所有者	〇〇 〇〇	続柄	(他人)	住所	〇〇市〇〇町〇〇番地							
	住貸主	同上	続柄	(同上)	住所	同上							
	住借主	<input checked="" type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 扶養親族	続柄	()	共同名義人が	<input checked="" type="checkbox"/> いない	<input type="checkbox"/> いる	続柄	()			
	月額	40,000 円			左記家賃額には	<input type="checkbox"/> 喪失の理由を朱書きすること (光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(賄い付下宿代)							

留守家族の居住する住宅の
状況を記入する

職員の居住する住宅の状況を
記入する

喪失の理由を朱書きすること

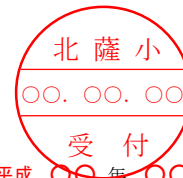
備考 条例第10条の5第1項第1号 教職員住宅へ入居による支給要件の喪失

※ 届出における添付書類 (確認書類)

- 職員の居住する借家
 - ・ (記入例2)と同じ
- 留守家族が引き続き居住する借家
 - ・ 契約書 (写) (契約期間の定めがあるもの)
(賃貸契約の変更がないときは、契約書又は「住宅貸付に関する証明書」について省略できる。)
 - ・ 家賃領収書等 (当該異動発令日以後の家賃額が分かるもの)
 - ・ 留守家族の住民票

※写しを添付する書類については原則原本確認を行い、添付する写しに原本との照合を行っている旨の表示 (原本証明、担当者名での原本確認等) を行うこと。

★ 改正後の鹿児島県職員の住居手当支給規則の施行の際、現に改正前の規則に規定する様式により作成されている用紙は当分の間必要な調整をして使用することができるとされています。



(記入例4)
単身赴任職員の借家及び留守家族の居住する借家を認定する場合

※ 朱書きは届出者が記入します。
住 居 届 (平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 提出)

北薩小学校長 鹿児島 一郎		勤務課(所)名 北薩小学校	職名 教諭	氏名 指宿 太郎	指宿信	職員番号	2	3	4	5	6	7
鹿児島県職員の住居手当支給規則第6条の規定により、居住の実情等を届け出ます。 (契約書等証明書類 <input type="radio"/> 通添付)												
届出の理由(該当する□に✓を付する。) <input checked="" type="checkbox"/> 1 新規 (<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号) <input type="checkbox"/> 2 支給要件の喪失 (<input type="checkbox"/> 第1項第...) <input type="checkbox"/> 3 転居 (1又は2に該当する場合を除く。) <input type="checkbox"/> 4 契約関係の変更 <input type="checkbox"/> 5 家賃額の改定 <input type="checkbox"/> 6 その他 (<input type="checkbox"/>) (届出の理由が生じた日) 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日												
借家	契約開始日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日から			住宅への入居日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日						
借間	住宅の所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地										
鹿児島県職員の給与に関する条例第10条の5第1項第1号	住宅所有者	〇〇 〇〇	続柄	(他人)	住所	〇〇市〇〇町〇〇番地						
	住宅の貸主	同上	続柄	(同上)	住所	同上						
	住宅の借主	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族			続柄			共同名義人が <input checked="" type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる				
	家賃等	月額	30,000 円		左記家賃額には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(賄い)							
	借家	契約開始日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日から			住宅への入居日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日					
借間	住宅の所在地	鹿児島市〇〇町2-2										
鹿児島県職員の給与に関する条例第10条の5第1項第3号	住宅所有者	〇〇 〇〇	続柄	(他人)	住所	〇〇市〇〇町〇〇番地						
	住宅の貸主	同上	続柄	(同上)	住所	同上						
	住宅の借主	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族			続柄			共同名義人が <input checked="" type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる				
	家賃等	月額	40,000 円		左記家賃額には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(賄い付下宿代)							
	備考											

※ 届出における添付書類(確認書類)
○職員の居住する借家及び留守家族の居住する借家
・(記入例1)と同じ

★ 改正後の鹿児島県職員の住居手当支給規則の施行の際、現に改正前の規則に規定する様式により作成されている用紙は当分の間必要な調整をして使用することができるとされています。



(記入例5)
借家等から自宅に転居し
要件を喪失する場合

※ 朱書きは届出者が記入します。

住 居 届

(平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 提出)

勤務課(所)名 北薩小学校長 鹿児島 一郎	職名 教諭	氏名 指宿 太郎	職員番号 2 3 4 5 6 7
-------------------------------------	-----------------	--------------------	----------------------------

鹿児島県職員の住居手当支給規則第6条の規定により、居住の実情等を届け出ます。
(契約書等証明書類 通添付)

該当するものがある場合はチェックをいれる

届出の理由(該当する□に✓を付する。)

- 1 新規 (第1項第1号 第1項第3号) 2 支給要件の喪失 (第1項第1号 第1項第3号)
 3 転居 (1又は2に該当する場合を除く。) 4 契約関係の変更
 5 家賃額の改定
 6 その他 ()

(届出の理由が生じた日)

平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

借家	契約開始日	年 月 日から	住宅への入居日	年 月 日
借間	住宅の所在地			
鹿児島県職員 の給与 に関する 条例 第10条 の5第 1項第 1号	住宅所有者	続柄 ()	住所	
	住宅の貸主	続柄 ()	住所	
	住宅の借主	続柄 ()		<input type="checkbox"/> いない 続柄 ()
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族	共同名義人が <input type="checkbox"/> いる ()	
	家賃等	月額 円 (年 月 日から)	左記家賃額には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(賄い付下宿代)	

備考

自宅へ入居による支給要件の喪失

喪失の理由を朱書きすること

※ 届出における添付書類(確認書類)
・自宅に転居したことがわかる書類(住民票、領収書等)

★ 改正後の鹿児島県職員の住居手当支給規則の施行の際、現に改正前の規則に規定する様式により作成されている用紙は当分の間必要な調整をして使用することができるとされています。

第2号様式（第7条関係）

住居手当認定簿

氏名		指宿 太郎							
職員番号		2	3	4	5	6	7		
所属	〇〇小	異動後の所属	北薩小						
届出の事由	提出	受理	該当条文（決定家賃額）		支給の	住居手当	任命権者の確認決定	取扱者	備考
発生年月日 (改正年月日)	内容	年月日	年月日	該当条文	始期等	の月額	(改定)欄	認印	
〇年 4月〇日	新規	〇年 4月〇日	〇年 4月〇日	<input checked="" type="checkbox"/> 給与条例第10条の5第1項第1号(50,000円) <input type="checkbox"/> 給与条例第10条の5第1項第3号()円	〇年 4月〇日	24,500円	〇年〇月〇日 任命権者 北薩小学校長 氏名 鹿児島 一郎	県事協 職 印	例1
〇年 〇月〇日	支給要件の喪失	〇年 〇月〇日	〇年 〇月〇日	<input type="checkbox"/> 給与条例第10条の5第1項第1号()円 <input type="checkbox"/> 給与条例第10条の5第1項第3号()円	〇年 〇月〇日	0円	〇年〇月〇日 任命権者 北薩小学校長 氏名 鹿児島 一郎	県事協 職 印	例2・5
〇年 〇月〇日	その他	〇年 〇月〇日	〇年 〇月〇日	<input type="checkbox"/> 給与条例第10条の5第1項第1号()円 <input checked="" type="checkbox"/> 給与条例第10条の5第1項第3号(40,000円)	〇年 〇月〇日	9,700円	〇年〇月〇日 任命権者 北薩小学校長 氏名 鹿児島 一郎	県事協 職 印	例3
〇年 〇月〇日	新規	〇年 〇月〇日	〇年 〇月〇日	<input checked="" type="checkbox"/> 給与条例第10条の5第1項第1号(30,000円) <input checked="" type="checkbox"/> 給与条例第10条の5第1項第3号(40,000円)	〇年 〇月〇日	24,200円	〇年〇月〇日 任命権者 北薩小学校長 氏名 鹿児島 一郎	県事協 職 印	例4
〇年 〇月〇日	新規	〇年 〇月〇日	〇年 〇月〇日	<input checked="" type="checkbox"/> 給与条例第10条の5第1項第1号(41,000円) <input type="checkbox"/> 給与条例第10条の5第1項第3号()円	〇年 〇月〇日	20,000円	〇年〇月〇日 任命権者 〇〇小学校長 氏名 〇〇 〇〇	志布志 県事協 職 印	諸手当認定事務の留意事項3(4)の記入例
年 月 日		年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与条例第10条の5第1項第1号()円 <input type="checkbox"/> 給与条例第10条の5第1項第3号()円	年 月 日		年 月 日 任命権者 氏名	印	
年 月 日		年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与条例第10条の5第1項第1号()円 <input type="checkbox"/> 給与条例第10条の5第1項第3号()円	年 月 日		年 月 日 任命権者 氏名	印	

備考
★ 改正後の鹿児島県職員の住居手当支給規則の施行の際、現に改正前の規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間調整をして使用することができるとされています。

住宅貸付に関する証明書														
学 校 名		職 氏 名												
住 宅 の 所 在 地														
住 宅 の 種 類	借家・借間・まかない付下宿	住宅の契約面積	m ²											
住 宅 所 有 者	氏 名	所有者と貸主との続柄												
	住 所													
住 宅 の 貸 主	氏 名	借主と貸主との続柄												
	住 所													
住 宅 の 借 主	氏 名	借主と職員との続柄												
契 約 の 内 容	年 月 日から 年 月 日まで 家賃月額 円													
	上記の月額には ① <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">電気料金</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 100px;"></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">ガス料金</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">水道料金</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">食 費</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> が 含まれている。 含まれていない。 ② 権利金・敷金・保証金等及び車庫・店舗・その他 これらに類する借料等が (ア) 含まれていない。 (イ) が月額 円含まれている。			電気料金		円	ガス料金		円	水道料金		円	食 費	
電気料金		円												
ガス料金		円												
水道料金		円												
食 費		円												
貸付契約の期間	年 月 日 ～ 年 月 日													
住宅への入居日	年 月 日													
上記のとおり、住宅を貸付けたことを証明します。 年 月 日 貸主 住所 氏名 (印)														

申立書の参考例

これは参考例であり内容については事例により異なる。よって全部が画一的にならないよう具体的に記載する必要がある。

申立書1 誤った日付で住民票の届出をした場合の例

申 立 書	
	平成〇〇年〇〇月〇〇日
鹿児島市立北薩小学校	
校長 鹿児島 一郎 殿	
申立人	
学 校 名 鹿児島市立北薩小学校	
職・氏名 教諭 指宿 太郎 ㊞	
住民票上の転入年月日と住居届の入居年月日が同一でないこと について、下記のとおり申し立てます。	
記	
理由	私は、住民票の転入を誤った日付で届出を行いました。実際は〇月〇日に転入したことを申し立てます。

様式給第12号

カードNo.	1 2
	1 2

平成 00 年 5 月 分

平成 00 年 4 月 00 日

点検者	
記入者	

給与支払管理者 **県教育教職員課長**
作成所属名 **鹿児島市立北薩小学校**

給与手当報告書 1

作成所属名	修正区分	ページNo.	整理番号	氏名 職員番号	支給開始年月	住居		手当		単身赴任手当	扶養手当		摘要
						家賃等月額	家賃等月額	配偶者	子		父母等		
北薩小学校	7 6 5 4 3 2	0 0 1	0 1	2 3 4 5 6 7 指宿 太郎	4 0 0 4	0 5 0 0 0 0	1 0 5 0 0 0 0	記入例 1					借家 (家賃額50,000円) 食費, 光熱水費は含まない H00.4.00契約
	2		0 2		4 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0		記入例 2・5					教職員住宅入居による支給要件の喪失 自宅入居による支給要件の喪失
	2		0 3			1 0 4 0 0 0 0		記入例 3					単身赴任職員の留守家族の居住している借家 (家賃40,000円) を認定した場合
	2		0 4			1 0 3 0 0 0 0 1 0 4 0 0 0 0 0		記入例 4					単身赴任者 (家賃30,000円) 留守家族 (家賃 40,000円) とも職員が契約した借家に居住
	2		0 5										
	2		0 6										
	2		0 7										
	2		0 8										
	2		0 9										

本人が居住する住宅に手当がある
場合, 修正がなくても記入すること

所属		毎号コード		住居手当区分コード		区分		区分		区分	
長	所	区	分	区	分	区	分	区	分	区	分
給与支払管理者	計算管理者	平成	4								
		前除	1								
		登録	2								
		修正	3								

※記載のないコードについてはコード表参照

住居手当支給額の早見表

2014年4月1日 現在

住 居 手 当			
借 家 等		積 算 方 法	
家 賃 等		積 算 方 法	
12,000 円以下		0円	
12,001 円以上 23,000 円まで		家賃-12,000円 (100円未満切り捨て)	
23,001 円以上 55,000 円まで		家賃-23,000円 2	+11,000円 (100円未満切り捨て)
55,001 円以上		27,000円	
家 賃 額	支 給 額	家 賃 額	支 給 額
12,500	500	34,000	16,500
13,000	1,000	35,000	17,000
14,000	2,000	36,000	17,500
15,000	3,000	37,000	18,000
16,000	4,000	38,000	18,500
17,000	5,000	39,000	19,000
18,000	6,000	40,000	19,500
19,000	7,000	41,000	20,000
20,000	8,000	42,000	20,500
21,000	9,000	43,000	21,000
22,000	10,000	44,000	21,500
23,000	11,000	45,000	22,000
24,000	11,500	46,000	22,500
25,000	12,000	47,000	23,000
26,000	12,500	48,000	23,500
27,000	13,000	49,000	24,000
28,000	13,500	50,000	24,500
29,000	14,000	51,000	25,000
30,000	14,500	52,000	25,500
31,000	15,000	53,000	26,000
32,000	15,500	54,000	26,500
33,000	16,000	55,000	27,000

※ 単身赴任による留守家族は、住居手当受給者の支給額の1/2
(100円未満切り捨て)

住居手当に係る質疑応答編

(注) 設問末尾の【①】は本県における通知通達、【②】は諸手当認定・電算マニュアル(平成30年1月 県教育庁教職員課作成)からの出典です。
また、【③】は県事協による質疑応答ですので参考にしてください。

第1 居住関係

(問1) 住宅(A)に居住していた職員が、月の初日に公署を異にして異動した場合で、異動後の公署に勤務するため同日から12,000円を超える家賃で住宅(B)を借り受け、住宅(A)を同日に引きはらったときは、職員が月の初日において赴任等で住宅(B)に居住していなくても住居手当は、住宅(B)に関しその月から支給できるか。【①】

(答1) 生活の本拠が異動しているので支給できる。

(問2) 借家に居住し、住居手当を支給されている職員が、次に掲げる場合に該当して一時的に当該借家に居住しないこととなる場合においても、その職員の生活の本拠は当該住宅として取り扱い、引き続き住居手当を支給できるか。【②】

(1) 出張(研修を含む。)の場合

(2) 公務のため船舶に乗り組んだ場合

(3) 病気療養のため病院、療養所等に入院した場合又は転地療養の場合

(4) 海外派遣の場合

(答2) いずれの場合も一時的と判断されれば支給できる。なお、当該住宅を他人に賃貸している場合は支給できない。

(問3) 長期研修中の職員が、研修期間中家族を教職員住宅に残し、職員は研修地で借間に仮住いすることとなった場合、住居手当を支給できるか。また、教職員住宅を引き払い、研修地の借間に家族と共に居住する場合はどうか。【③】

(答3) 設問の前段については、職員の生活の本拠は教職員住宅であると認められるので住居手当は支給できないが、後段については、研修先の住居に生活の本拠を移したと認められるので、住居手当を支給して差し支えない。(学校職員の長期研修に関する旅費等支給要領鹿教教639号 第4条(住居手当の支給))。

第2 借家・借間に係る手当の支給範囲

(問4) 職員が転勤等の都合で父母の借りている住宅に同居するようになり、職員が家賃を負担している場合は、住居手当を支給できるか。【②】

(答4) 父母が職員の扶養親族の場合は、支給できる。

(問5) 自宅を他に転貸し、職員は他から住居を借受している場合、住居手当は支給できるか。【①】

(答5) その借受した住居が、職員の生活の本拠となっている場合は支給できる。

(問6) 「父母又は配偶者の父母が居住している住宅」とは、父母又は配偶者の父母の持家あるいは父母又は配偶者の父母が契約して借受している住宅と解してよろしいか。【①】

(答6) 貴見のとおり。

(問7) 扶養親族ではない職員の父母や職員の配偶者の父母等が2以上の家を持っている場合に、父母の家の空家に職員が入居しており家賃を支払っている場合は、住居手当を支給できるか。【②】

(答7) 普通、親子の間では、経済的対価としての家賃をとるということは、一般的には考えられないので、もし事実があるとすれば、その事実を厳密に調査するため「公正証書」等で確認された場合には支給できる。

(問8) 一般公営住宅を教職員専用の住宅にあてている場合の住宅は、住居手当支給規則第2条第1号の職員宿舎に該当するか。【①】

(答8) 市町村において、便宜上教職員専用にあてている場合は、住居手当支給規則第2条第1号の職員宿舎には含まれない。

(問9) 職員が扶養親族の借り受けた住宅に居住し家賃を支払っている場合は、住居手当支給規則第2条第2号(適用除外職員)に該当するか。【①】

(答9) 該当しない。住居手当の取り扱いについて(通知)条例第10条の5関係第2項第1号により「条例第10条の5第1項第1号に掲げる職員には、職員の扶養親族たるものが借り受けた住宅に居住し、家賃を支払っている職員を含むものとし」とされている。

(問10) 父母(扶養親族ではない。)がアパート経営を目的として建築し、所有している住宅の一部を借り受けて居住している場合で、父母の居住している部分とは隔壁によって仕切られ、炊事場も別個であり出入口も別々であるような場合、住居手当を支給できるか。【②】

(答10) 例えば、マンションの一室のように、借り受けて居住している部分が独立して家屋の用途に供されるようなもので、建物の区分所有等に関する法律に基づく登記がなされ得るような構造の場合は支給できる。

なお、この場合においても貸借関係及び家賃の支払の事実を十分確認する必要がある。

第3 家賃関係

(問11) 町営住宅に有線放送がある場合と、ない場合の家賃は異なるが、その場合の家賃額はいずれをとるべきか。【①】

(答11) 有線放送の使用料は、自ら居住のための住宅にかかる家賃ではないので、有線放送の使用料を含んでいるために家賃が高くなっている場合には、有線放送使用料がないものとした家賃の額を基礎として住居手当を支給する。

(問12) 家賃等の領収書は毎月とるか。【②】

(答12) 領収書は、認定時にとり、その後は所属長が必要に応じ提示を求める。

(問13) 下宿料の中に食費、電気、ガス、水道等の料金が一緒に含まれている場合の家賃に相当する額は【①】

(答13) 下宿料の中に食費と電気、ガス、水道等と一緒に含まれている場合も家賃相当額は、下宿料の100分の40である。

(問14) 月の途中で借家を引き払った場合は、家賃は半分位しか払っていなくても全額払ったものとした場合における住居手当を支給してもよろしいか。【②】

(答14) 契約、居住及び支払の事実があれば全額支給してもよい。

第4 支給の始期及び終期

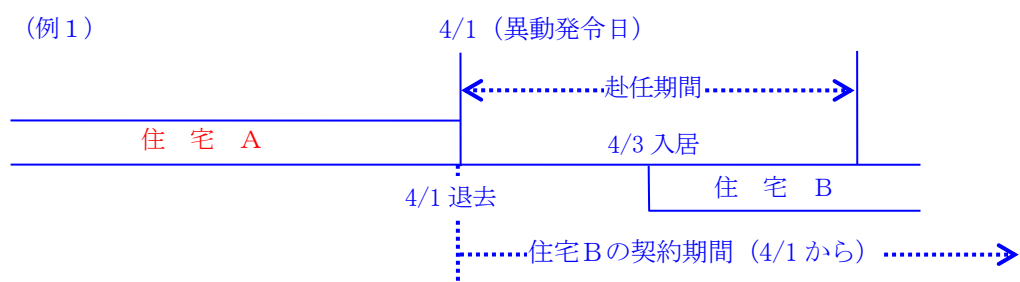
(問15) 月の初日の異動に伴う住居手当の認定はどのように取り扱うのか。【②】

(答15)

住居手当の額	住居A	22,000円	(家賃額 45,000円)
	住居B	25,000円	(家賃額 51,000円)

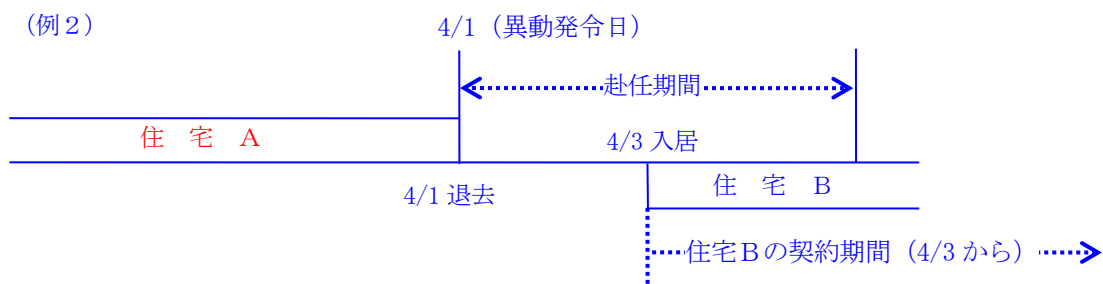
退去日が異動発令日以前である場合

(例1)



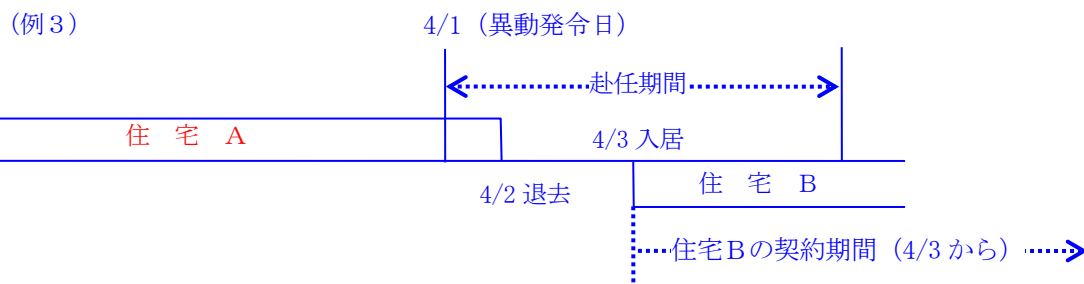
- ・ 3月分の住居手当 22,000円 : 住宅A
- ・ 4月分の住居手当 25,000円 : 住宅B (契約期間の始期(4/1)→4月から) <注1>
- ・ 5月分の住居手当 25,000円 : 住宅B

(例2)

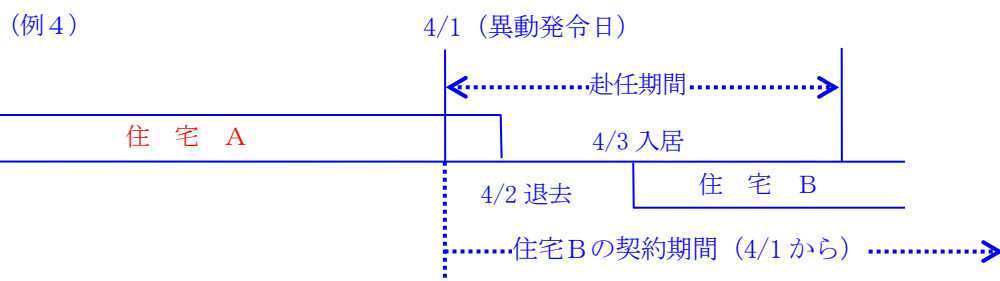


- ・ 3月分の住居手当 22,000円 : 住宅A
- ・ 4月分の住居手当 支給なし <注2>
- ・ 5月分の住居手当 25,000円 : 住宅B (契約期間の始期(4/3)→5月から)

退去日が異動発令日を超えている場合



- ・ 3月分の住居手当 22,000円：住宅A
- ・ 4月分の住居手当 22,000円：住宅A (資格喪失(4/2)→4月まで) <注3>
- ・ 5月分の住居手当 25,000円：住宅B



- ・ 3月分の住居手当 22,000円：住宅A
- ・ 4月分の住居手当 <住宅Bの認定に応じて①又は②>
 - ① 22,000円：住宅A (資格喪失(4/2)→4月まで) <注3>
 - ② 25,000円：住宅B (契約期間の始期(4/1)→4月から) <注1>
- ・ 5月分の住居手当 25,000円：住宅B

<注1>

住宅Bについて、異動発令日を居住に係る要件具備日とする取扱い。

<注2>

住宅Aについては、4/1で資格を喪失し、また住宅Bについては、4/3が契約期間の始期であることから異動発令日を居住に係る要件を具備した日とする取り扱いの要件を満たさないため。

<注3>

4月分の住居手当については、住宅Aの家賃の負担がある場合に限る。
(『前住居の家賃の領収書』等により「支払」の確認をする)

住居手当認定簿の記載例（例4）の場合

① 4月分は住宅A（異動前の住宅の手当額）を適用するとき

届出の事由		提出年月日	受理年月日	該当条文（決定家賃額）	支給の始期等	住居手当の月額	任命権者の確認決定（改定）欄	取扱者認印	備考
発生年月日 （改正年月日）	内容								
平成24年4月1日 （改正年月日）	新規	平成24年4月10日	平成24年4月10日	<input checked="" type="checkbox"/> 給与条例第10条の5第1項第1号（45,000円） <input type="checkbox"/> 給与条例第10条の5第1項第3号（円）	平成24年4月1日 から まで	22,000円	平成24年4月14日 任命権者 氏名 〇〇〇〇 印	志布志	
平成29年4月3日 （改正年月日）	転居	平成29年4月19日	平成29年4月19日	<input checked="" type="checkbox"/> 給与条例第10条の5第1項第1号（51,000円） <input type="checkbox"/> 給与条例第10条の5第1項第3号（円）	平成29年5月1日 から まで	25,000円	平成29年4月20日 任命権者 氏名 〇〇〇〇 印	県事協	4月分は異動前の額適用

② 4月分は住宅B（異動後の住宅の手当額）を適用するとき

届出の事由		提出年月日	受理年月日	該当条文（決定家賃額）	支給の始期等	住居手当の月額	任命権者の確認決定（改定）欄	取扱者認印	備考
発生年月日 （改正年月日）	内容								
平成24年4月1日 （改正年月日）	新規	平成24年4月10日	平成24年4月10日	<input checked="" type="checkbox"/> 給与条例第10条の5第1項第1号（45,000円） <input type="checkbox"/> 給与条例第10条の5第1項第3号（円）	平成24年4月1日 から まで	22,000円	平成24年4月14日 任命権者 氏名 〇〇〇〇 印	志布志	
平成29年4月3日 （改正年月日）	転居	平成29年4月19日	平成29年4月19日	<input checked="" type="checkbox"/> 給与条例第10条の5第1項第1号（51,000円） <input type="checkbox"/> 給与条例第10条の5第1項第3号（円）	平成29年4月1日 から まで	25,000円	平成29年4月20日 任命権者 氏名 〇〇〇〇 印	県事協	4月分は異動後の額適用

（問16） 住宅を月額12,000円未満の家賃で借り受け、これに居住している職員が、契約により4月1日から月額12,000円を超える家賃を支払うこととなった場合の届出20日の起算日はいつか。【②】

（答16） 届出の起算日については民法第140条の規定の例により、届け出るべき事実の生じた日の翌日（その事実が午前零時に生じたときは、その日）から起算することとされている。したがって、設問の場合、届け出るべき事実は当該契約の変更の効力発生の時点である4月1日の午前零時に生じたものとなるので、20日の起算日は4月1日となる。

（問17） 9月末日まで育休中の職員が、10月1日に復帰したが、9月26日に住居を移転（借家→持ち家）している。住居手当並びに通勤手当の「月額を変更すべき事実が生ずるに至った日」はいつか。【②】

（答17） 住居手当は、移転した日（9月26日）、通勤手当は、復帰した日の属する月の前月以前に移転が完了しているので、再び継続して通勤することが常態となる日の属する月の初日（10月1日）となる。

※ 通勤手当で、復帰した日の属する月において移転が完了した場合には、その完了した翌日を月額を変更すべき事実が生ずるに至った日として取り扱うこととなる。

(問18) 公団住宅に居住し、住居手当の支給を受けていた職員が、4月1日から県公舎（給与条例第10条の5第1項第1号かっこ書きで掲げる）を貸与され使用料を支払うこととなったが、家族の都合で4月10日に住居を移転した。なお、公団住宅の4月分家賃については、10日分を日割計算で支払っている。

この場合の住居手当支給の要件を欠くに至った日は、県公舎を貸与され使用料を支払うこととなった4月1日として、4月分の住居手当は支給できないものとして取り扱うのか、あるいは公団住宅を退去した4月10日として4月分の住居手当は支給できるものとして取り扱うのか。【③】

(答18) 当該職員の住居手当支給の要件を欠くに至った日は、公団住宅を退去した4月10日として取り扱い、4月まで住居手当を支給する。

(問19) 以下のとおり家賃不要期間（フリーレント期間）がある場合、支給要件を全て具備する日はいつか。【②】

- ・契約日 3月25日
- ・入居日 4月1日
- ・4月分家賃 4月15日まで不要であり、4月16日から15日分を日割りで支払った。

(答19) 家賃負担は4月16日からであるため、支給要件の全てを具備するのは4月16日となる。

(問20) 異動に伴い新たに借り受けた住宅の4月分の家賃が減額された場合、どのように認定すればよいか。【②】

- ・契約日 4月1日
- ・入居日 4月3日（赴任期間中の入居）
- ・4月分家賃 45,000円（※日割りによる減額ではない）
- ・5月分家賃 50,000円

(答20) 4月分の家賃が日割りによる減額ではないことを十分に確認（認定権者が必要と認める場合は、4月分家賃の減額内容を記載した申立書を徴すること。）した上、4月分の認定については、45,000円を基礎額として手当月額を決定し、5月以降に係る認定については、50,000円を基礎額として手当月額を決定する。

なお、4月分と5月以降分の手当は、認定簿で別々に認定し、4月分と5月分の家賃の支払いに係る領収証の写しを添付すること。

第5 その他

(問21) 住居届（別記第1号様式）の「契約期間」欄について、その住居を引きはらうまで借りているような場合の、その終期の記入について【①】

(答21) 終期の契約のない場合は、記入を要しない。

(問22) 住居手当は、課税対象になるか。【①】

(答22) 課税対象となる。

(問23) 職員が所属を異にして異動した場合には住居手当の取り扱いについて（通知）規則第7条関係第1項により、異動前の所属長は当該職員に係る住居手当認定簿、住居届、証明書類を異動後の所属長に送付するものとされているので、異動後の所属長は職員から新たに住居届等の提出がなくとも、従前の認定事項を確認の上、住居手当を支給してよいか。

【③】

(答23) 年度末及び年度当初の手当認定事務等について（通知）第2項（所属を異にする異動に伴う諸手当の認定について）第3号により支給要件に係る事実関係に変動がなければ、新所属において認定を行う必要はない。ただし住居手当の支給について（通知）第6項第2号後段により、異動前の認定権者は、当該職員にかかる住居手当認定簿、住居届および証明書類の写しをとり、保管しなければならない。

(問24) 住居の契約書に住宅所有者の住所の記載がなく、尋ねても、個人情報で教えられないと回答があった場合、住居届の住宅所有者の住所欄は空白のままでもいいか。【③】

(答24) 住所欄は空白のままとせず、住所の提供が得られない場合は、その旨を記入する。
『例』 個人情報のため提供できないとの申し出あり ○○不動産 ○月○日確認